

会 議 録

会議名		第 38 回能勢町都市計画審議会	
開催日時		平成 28 年 1 月 22 日（金） 14:00～15:15	開催場所 能勢町役場 本館 2F 議場
出席者	委員 (10 名)	中西（妙子）委員、花崎委員、平岡委員、吉田委員、大西委員、大平委員、 中西（顕治）委員、西河委員、原田委員、黒島委員	
	町・事務局	山口町長、福原部長、上安課長、馬瀬係長、辻主任	
欠席者		尾崎委員、神吉委員	
傍聴者		なし	
発言者等		内 容	
事務局		開会 欠席委員報告	
町長		挨拶	
事務局		審議会成立の報告等 委員・事務局自己紹介 人事案件 1「会長の互選」について説明	
委員		互選の結果、吉田委員が会長に決定	
会長		挨拶	
事務局		人事案件 2「会長代理の選任」について説明	
会長		原田委員を会長代理に選任	
町長		議案第 1 号について諮問書を手交	
会長		議案第 1 号「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」 について説明願います。	
事務局		議案第 1 号について説明 ・「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」とは ・今回の改正内容について	
会長		議案に対する意見・質問がありましたらお願いします。	
委員	質問	この方針は、都市部を中心としたものである。 市街化区域への編入について鉄道駅周辺等と記述があるが、鉄道が通っていない本町の場合は陸路と読みかえることができるのか。 北大阪の中でも都市部と本町では大きな違いがあり、本町の場合は線引き（区域区分）が人口減少対策等の障害となっている。 そのような事についても意見具申できるのか。	

事務局	回答	<p>鉄道駅周辺等に国号 173 号や 477 号等の道路は含まれない。</p> <p>平成 7 年 3 月に線引きを行ったことにより、乱開発等を防止できてきた現状がある。しかし、当時と比べると社会情勢等も大きく変化しており、土地利用が制限されていることが、人口減少対策等の障害となっているとの意見も多くある。この課題の対策としては、区域区分を変更するというのは現実的ではなく困難である。むしろ、市街化調整区域における町独自の開発基準等を設けることで土地利用の制限を緩和できるように検討を進めたいと考えている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ H27.12.7 国土交通省都市局長通知「都市計画運用指針及び開発許可制度運用指針の改正について」で地域の実情に応じた事務処理市町村独自の提案基準を設けることができることなどが明記された。</p> </div>
委員	質問	<p>開発許可の権限は能勢町に移譲されたものの、許可基準は大阪府に権限があった時と同じ基準を準用しているところであるが、町独自の基準を設けることが可能となり、今後積極的に検討を進めるという理解でよいか。</p>
事務局	回答	<p>はい、市街化を抑制するという範囲において、地域コミュニティの維持等を目的とした開発許可等の基準について検討を進めます。</p>
委員	質問	<p>区域区分の決定権者は誰になるのか。</p>
事務局	回答	<p>能勢町の場合は大阪府が決定することになります。</p> <p>決定にあたっては当該市町村の意見を聞き協議を行った上で手続きが進められます。</p>
委員	質問	<p>今後、仮に能勢町の区域区分の見直しが行われるとなった場合は、住民から意見を聞くことはあるのか。</p>
事務局	回答	<p>区域区分等の都市計画を見直す場合は住民等から意見を聞いた上で判断することになるが、今回は能勢町の区域区分に見直しはないため行わない。</p>
会長	質問	<p>住民から意見を聞くのは、市街化区域への編入する場合に限らず、市街化区域を市街化調整区域へ編入する逆線引きも含めてということですね。</p>
事務局	回答	<p>はい。</p>
委員	質問	<p>マスタープランには「鉄道駅勢圏のコンパクトシティ化」や「低炭素社会の実現」など能勢町に該当しない方針が多い。</p> <p>逆線引きについての考え方が強くなっている。(努める→進める)</p>
事務局	回答	<p>逆線引きについて、能勢町の市街化区域が検討区域となっているものではなく、町としても限られた市街化区域を逆線引きすることは考えていない。</p> <p>マスタープランにおける記述は都市部における市街化区域の内、市街地整備の見込がない区域について市街化調整区域へ編入を進めることとされているものである。</p>
委員	意見	<p>マスタープランの目標年次は平成 32 年となっているが、能勢町としてのまちづくりについては、喫緊の課題として提案基準の策定など危機感を持って望んでほしい。</p>
会長		<p>北部大阪都市計画区域全体の話と、一方で能勢町としてのまちづくりの事情とがある。</p> <p>日本全体で見ると市街化区域が過大に設定されてき経緯があるなかで、そのような市町村においては逆線引きのような現象が起きている。一般論として記述されているものと解釈いただければよいかと思う。</p>

委員	意見	能勢町として、今進められる制度を早急に検討することが必要である。当面は従来からある地区計画制度と町独自の開発許可基準の策定という2つの手法を最大限活用して、その上でもまだ不十分であるなら、更なる権限の移譲や線引き見直し等を検討してはどうか。
会長	意見 質問	滋賀県内の市町村で市街化調整区域における地区計画をその地区に応じたものとして行っている例もある。 先程説明があった開発許可制度運用指針の改正についての通知はいつ頃あったのか。
事務局	回答	平成27年12月7日付けで国土交通省から通知があった。
委員	意見 質問	マスタープランの改定とは別のことであるが、地方分権・権限移譲が進められている中、それに伴う人的な担保についても、市町村が声をあげていくべきと考えている。 答申については、マスタープランの改定に対しては意見無しとした上で、本町の実情等についての意見を付け加えることは可能か。
事務局	回答	本審議会でいただいた意見を付け加えて大阪府へ回答することも可能です。
委員	意見	町の意見として回答書に付け加えることも考えられたい。
委員	意見	答申に付け加える意見について、文案を考えてはどうか。
委員	意見	今後より一層、各自治体地域の実情に沿った運用を図られたい旨を付け加えてはどうか。
会長		例えば人口増減についても、北部大阪全体と能勢町の状況は異なっている。答申については、今回のマスタープラン改定に意見は無いとした上で、本審議会での意見を整理し後日答申をしてはどうか。
委員	質問	資料2-2の18ページに記述がある既成市街地の市街化区域への編入の考え方について、小規模である本町の住宅開発地を含めるようなことを意見として付け加えられないか。
事務局	回答	今回改定が行われる項目ではないので、記述を変更することは難しいと思われます。
会長		今回改定が行われる内容である市街化区域への編入についての項目の中で、総じて考えたいと思います。 他に意見がないようですので、本日の意見を取りまとめて、事務局で文案を作成いただき、私と会長代理とで内容を確認した上で、後日答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。
委員		了承
会長		これをもちまして審議会を閉会します。